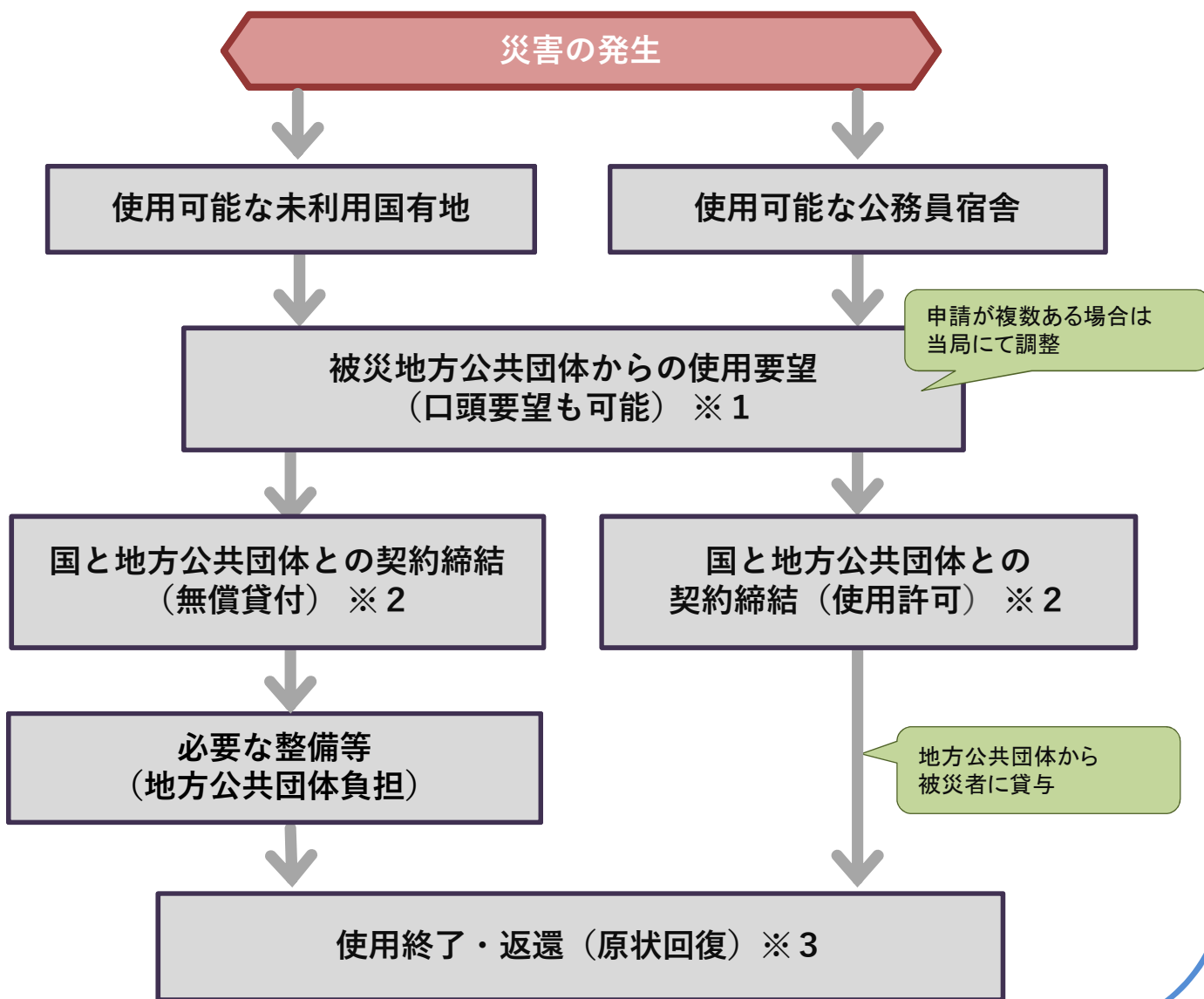


災害発生時における国有財産の無償貸付等について

東北財務局は、地震や台風などの災害が発生した際に、地方公共団体に対して、被災者の方々の避難先やがれき置き場等として、国家公務員宿舎や未利用国有地等を無償で提供する取組みを行っています。

この取組みは、災害発生前であっても、国や地方公共団体による警報や台風情報を踏まえ、災害発生の蓋然性が高い場合には適用されます。



※1 本取組みは、国有財産法第22条第1項第3号等に基づき、災害が発生した場合における応急措置の用に供するときの措置

※2 使用期間や事務手続き等は地方公共団体の意向を尊重のうえ柔軟に対応予定

※3 災害発生前に無償貸付等を行った後、災害が発生しなかった場合には、直ちに使用終了・返還(原状回復)となる